大分県 特定最低賃金

効力発生日:令和5年12月25日

鉄鋼業

非鉄金属 製诰業

電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 自動車·同附属品製造業、 船舶製造·修理業. 舶用機関製造業

自動車 (新車)小売業

1,053_P 1,005_P 941_P 951_P

※各種商品小売業については、令和5年10月6日より地域別最低賃金899円が適用されています

【適用除外】

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
- I. 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線 はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務の うち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
- Ⅱ.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

8月31日から開始

※申請期限:2024(令和6)年1月31日 (事業完了期限:2024(令和6)年2月28日)

業務改善助成金の制度が拡充されます

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行っ た中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金 引き上げの計画



畿械設備、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など

計画の承認 と実施

設備投資等の費用 の一部を助成

業務改善助成金のお問い合わせ

Tri **0120—366—440**

下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しする ための相談窓口、サポート体制は**こちら**をクリッ クしてください(経済産業省ホームページへ)

大分県の価格転嫁の円滑化推進ページは**こちら**を クリックしてください(大分県ホームページへ)







